

## 1 背景

### こども未来戦略方針（国）（R5.6.13）

2030年代に入るまでが**少子化傾向を反転できるラストチャンス**  
 (7) 子育て世帯に対する住宅支援の強化  
 「子育て環境に優れた公営住宅等の公的賃貸住宅を対象に、全ての事業主体で**子育て世帯等が優先的に入居できる仕組みの導入**を働きかける」



### 公営住宅を活用した子育て支援の課題

・ **公営住宅に入居する子育て世帯の割合**は、住宅に困窮する低所得者に占める子育て世帯の割合より**低くなっている**。

公営住宅における子育て世帯の割合 約10% **低**

住宅に困窮する低所得者に占める子育て世帯の割合 約20%

・ 子育て世帯は、**養育に係る負担が大きい**ため、他の世帯と比して現行の収入基準(入居資格)は実質的に厳しいものとなっている。



公営住宅への子育て世帯の**入居の機会の拡大が必要**

## 2 住宅支援の内容

子育てしやすい住環境づくりを進めるため、公営住宅を活用した子育て世帯に対する住宅支援として以下の支援策を行うため、「草津市営住宅条例」の改正を検討する。

- ① 子育て世帯の優先募集枠の設定
- ② 収入基準（入居資格）の緩和（15万8千円→25万9千円）
- ③ 抽選倍率の優遇

## ①子育て世帯の優先募集枠の設定

子育て世帯向けに一般の公営住宅と別に募集枠を設け、優先的に入居いただける公営住宅を指定します。

令和2年からの長寿命化工事により居住性の向上を図った常盤団地の一部を**子育て世帯優先住宅**として指定します。

今後、建替により子育てに適した住戸の一部について子育て世帯優先枠での募集を検討します。

### 子育て世帯の優先募集枠の内容

	内 容
対象	中学生以下の子どもと同居する世帯 (入居者または同居者が妊娠している場合を含む。)
募集枠	常盤団地の空き住戸の一部
募集方法	一般募集と併願可能

令和6年度（予定）

6月                      8月                      9月                      2月

優先枠  
(臨時募集)

一般枠 + 優先枠  
(定期募集)

C棟竣工

一般枠 + 優先枠  
(定期募集)



## ②収入基準（入居資格）の緩和

現在、入居資格の収入基準を原則158,000円を収入上限としていますが、障害者、高齢者世帯等、条件を満たす世帯については214,000円まで上限を引き上げています。

**子育て世帯については、**養育に係る負担が大きいことから、施行令で定める収入要件の上限額である**259,000円まで収入要件を引き上げ**、入居可能世帯を広げます。

(現在)

収入分位		対象者
25%	158,000円 (4人世帯447万円)	下記以外の者
40%	214,000円 (4人世帯531万円)	①障害者 ②戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外引揚者、ハンセン病療養所入所者等 ③入居者が60歳以上で、かつ同居者がいずれも60歳以上または18歳未満 ④同居者に小学校就学の始期に達するまでのものがある場合 ⑤災害により滅失した住宅に居住していた低所得者
50%	259,000円 (4人世帯599万円)	

(改正(案))

収入分位		対象者
25%	158,000円 (4人世帯447万円)	下記以外の者
40%	214,000円 (4人世帯531万円)	①障害者 ②戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外引揚者、ハンセン病療養所入所者等 ③入居者が60歳以上で、かつ同居者がいずれも60歳以上 ④災害により滅失した住宅に居住していた低所得者
50%	259,000円 (4人世帯599万円)	同居者に18歳以下の子がある場合 入居者または同居者が妊娠している場合

## ③抽選倍率の優遇

公営住宅において、申し込みをした方が募集戸数を超える場合、公開抽選を行っています。

草津市においては、寡婦、老人、障害者等について抽選倍率の優遇を行っています。

今回新たに、**子育て世帯の倍率を優遇**し、子育て世帯が入居できる機会の拡大に取り組みます。

(現在)

対象者	抽選回数
①高齢者世帯、②一人親世帯(18歳以下)、③障害者世帯、④DV被害者、⑤犯罪被害者、⑥戦傷病者、⑦原爆被爆者、⑧引揚者、⑨ハンセン病療養者	2回
多子世帯(18歳以下)(面積が60㎡以上の場合)	3回

(改正(案))

対象者	抽選回数
①高齢者世帯、② <b>子育て(18歳以下)世帯</b> ※、③障害者世帯、④DV被害者、⑤犯罪被害者、⑥戦傷病者、⑦原爆被爆者、⑧引揚者、⑨ハンセン病療養者	2回
① <b>一人親世帯(18歳以下)</b> ※、② <b>多子世帯(18歳以下)</b> ※(面積が60㎡以上の場合)	3回

※入居者または同居者が妊娠している場合を含む。

## 3 勤務地要件（入居資格）の改正

近年、他市にお住まいで草津市に勤務場所を有する方からの草津市営住宅への応募により、市内にお住いの住宅困窮者の方への公営住宅の供給が難しくなっています。

他市にお住まいで草津市に勤務場所を有する方については、**通勤に公共交通機関等を利用し片道1時間以上かかる者に限定する**ことで、限りある公営住宅の適正な供給を行います。

(現在)

・市内に住所または勤務場所を有する者であること。

(改正(案))

・市内に住所または勤務場所**(規則で定める地域から通勤する勤務場所に限る。)**を有する者であること。